

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																														
<p>(土地又は公園施設の使用料)</p> <p>第7条〔略〕</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、公募により自動販売機の設置の許可を受ける者を決定した場合は、別表第4に定める使用料を当該許可を受けた者から徴収する。</u></p> <p><u>3 前2項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。</u> (占用料)</p> <p>第12条 公園を占用する者からは、<u>別表第5の範囲内</u>で規則で定める占用料を徴収する。</p> <p>2〔略〕 (有料施設の設置)</p> <p>第15条 有料施設は、<u>別表第6のとおり</u>とする。 (使用料)</p> <p>第16条 有料施設を使用する者からは、<u>別表第7の範囲内</u>で規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>2〔略〕</p> <p>別表第3</p> <p>1 土地の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;"><u>1, 693円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公園施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公園施設</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;"><u>14, 000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4</p> <p><u>自動販売機の設置に係る使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動販売機</td> <td style="text-align: center;">1台、1月</td> <td style="text-align: center;">当該自動販売機による販売物品に係る当該月ごとの売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）に、100分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	土 地	〔略〕	<u>1, 693円</u>	種 別	単 位	金 額	公園施設	〔略〕	<u>14, 000円</u>	種 別	単 位	金 額	自動販売機	1台、1月	当該自動販売機による販売物品に係る当該月ごとの売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）に、100分	<p>〔同左〕</p> <p>第7条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。 (同左)</p> <p>第12条 公園を占用する者からは、<u>別表第4の範囲内</u>で規則で定める占用料を徴収する。</p> <p>2〔略〕 (同左)</p> <p>第15条 有料施設は、<u>別表第5のとおり</u>とする。 (同左)</p> <p>第16条 有料施設を使用する者からは、<u>別表第6の範囲内</u>で規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>2〔略〕</p> <p>別表第3</p> <p>1 土地の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;"><u>942円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公園施設の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公園施設</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;"><u>14, 400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔新設〕</p>	種 別	単 位	金 額	土 地	〔略〕	<u>942円</u>	種 別	単 位	金 額	公園施設	〔略〕	<u>14, 400円</u>
種 別	単 位	金 額																													
土 地	〔略〕	<u>1, 693円</u>																													
種 別	単 位	金 額																													
公園施設	〔略〕	<u>14, 000円</u>																													
種 別	単 位	金 額																													
自動販売機	1台、1月	当該自動販売機による販売物品に係る当該月ごとの売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）に、100分																													
種 別	単 位	金 額																													
土 地	〔略〕	<u>942円</u>																													
種 別	単 位	金 額																													
公園施設	〔略〕	<u>14, 400円</u>																													

の50を上限として区長が別に定める割合を乗じて得た額

別表第5

公園の占用料

種 別	単 位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,583円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	703円
鉄塔	〔略〕	1,173円
変圧塔、マンホール類	〔略〕	1,173円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	469円
公衆電話所	〔略〕	1,173円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 865円
		〔略〕 351円
高架の占用物件	〔略〕	586円
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	987円
写真撮影のための常時占用	〔略〕	9,360円
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	14,625円
その他の占用	〔略〕	39円

別表第6 〔略〕

別表第7 〔略〕

別表第4

公園の占用料

種 別	単 位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,377円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	612円
鉄塔	〔略〕	1,020円
変圧塔、マンホール類	〔略〕	1,020円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	408円
公衆電話所	〔略〕	1,020円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 721円
		〔略〕 306円
高架の占用物件	〔略〕	510円
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	823円
写真撮影のための常時占用	〔略〕	8,160円
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	12,750円
その他の占用	〔略〕	34円

別表第5 〔略〕

別表第6 〔略〕

付 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料から適用する。